

## 知恵袋（その13）

自らの地域の足を地元住民のボランティアドライバーが支援

（愛知県設楽町津具地区）

- ・バス、タクシーサービスのほとんどない地区において、行政が提供する車両を活用して、地域のボランティアドライバーが運行し、地域の足を確保。
- ・ドライバーは、現在5名の地元住民（65歳以上の退職された方もしくは自営業の方が中心）が登録されており、ローテーションで勤務。

旧津具村は平成17年に設楽町と町村合併

### 地域の足を行政主導で用意

- ・設楽町津具地区は高齢化率約40%、人口約1,500人の地区であり、民間タクシーは存在しない。また、バス路線は、当地区と設楽町中心部を連絡する1路線（5往復/日）のみである。
- ・旧津具村の時代（平成14年）に、路線バスを補完するサービスを開始するため、厚生労働省の介護予防・生活支援事業を活用し、車両を行政が用意。（全国モデルケース）



写真 3-12 ボランティア輸送の風景

（出典）設楽町提供資料

### 発足当時の住民の相互扶助・ボランティア精神

- ・発足当時の住民の相互扶助・ボランティア精神がもとになっており、現在もドライバーはボランティアによる運行を継続中である。ただし、社会福祉協議会が実費弁償として1往復あたり800円負担している。
- ・福祉タクシーの運営は設楽町が社会福祉協議会に委託しており、ドライバーは公募と町からの依頼により、現在5名の地元住民が登録されている。65歳以上の退職された方もしくは自営業の方が中心であり、人数は少ないが働く場を提供していることになる。

### 地区特性に適した交通モードの採用

- ・当該地区は人口1,500人、平坦かつ車で区内を10分程度で移動できる非常にコンパクトなエリアであるため、フットワークの軽い本システムは車両1台でも十分に対応できている。
- ・平成20年10月から通院目的に限定し、料金は無料（月2回までの利用）となっている。
- ・津具村が設楽町に合併されたことで、村が実施していた輸送が、設楽町の他地区との横並びで、無料化されたものの、利用規定に制限ができ、利用者が減少している。
- ・ただし、町村合併による他地区とのサービスの整合性確保や道路運送法の一部改正により、平成20年10月から利用規定（サービス内容）を変更したため、利用者数は減少傾向にある。

【変更前】料金は1往復あたり80円で、利用目的・回数ともに制限なし

【変更後】料金は無料化されたものの、通院目的に限定・月2回までの回数制限